

第 2 農 業 編

解 説

VI 耕地の部

作物統計調査のうち面積調査結果から、耕地面積、耕地の増加・減少面積等を掲載した。

1 耕地面積

7月15日現在において、母集団から抽出された「標本単位区」に対する地方組織の職員又は調査員の対地標本実測調査により現況実面積を推定した。

また、対地標本実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については関係機関からの情報・資料収集、空中写真の利用等により把握した。

2 耕地の拡張・かい廃面積

前年7月15日から当年の7月14日までの1年間に生じたもので、巡回・見積り、関係機関の資料、空中写真等の活用により作成した。

用語の解説

耕 地	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔 <small>注1)</small> を含む。
	注1) けい畔 耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。いわゆる畠のこと、田の場合、たん水設備となるもの。
本 地	直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地。
田	たん水設備(けい畔など)とこれに所要の用水を供給しうる設備(用水源・用水路)を有する耕地。
畑	田以外の耕地。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。
普 通 畑	畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物、又は苗木等を栽培する耕地。
樹 園 地	畑のうち、果樹、茶などの木本性作物を1a以上集団的に栽培する耕地。なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。
牧 草 地	畑のうち、牧草の栽培を専用とする畑。
増 加 (拡 張)	耕地以外の地目から田又は畑に転換され、すでに作物を栽培しているか又は次の作付期において、作物を栽培することが可能となった状態の耕地。 拡張面積は、開墾、干拓・埋立て、復旧によって生じる面積。田畠別に見た場合は、田畠転換によっても生じる。
開 墾	山林、原野、牧野、池沼(公有水面は除く。)又は雑種地を耕地にすること

	である。宅地、塩田等を耕地とする場合もこれに含む。
干拓・埋立て	湖沼、その他の公有水面を、干拓又は埋立てして耕地とすることである。
復旧	自然災害によってかい廃した耕地が再び耕地になることである。砂利採取地からの復旧もこれに含む。
減少 (かい廃)	田又は畠が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態の土地。かい廃面積は、自然災害、人為かい廃によって生じる面積。田畠別に見た場合、田畠転換によても生じる。
自然灾害	山くずれ、河川決壊等の災害により、耕地が流失、埋没、陥没あるいは土砂流入によって、耕地としての利用ができなくなったものである。
人為かい廃	耕地を工場用地、道路、鉄道用地、宅地、農林道、山林、耕作放棄地(荒地)等とした場合である。 なお、人為かい廃の内容は、次のように区分している。
工場用地	主に工場用地としてかい廃するもので、それに付属する倉庫、資材置場、道路、引込線などの施設用地も含む。
道路・鉄道用地	主に産業輸送に使用する道路、鉄道用地としてかい廃するもので、農林道を除く道路及び公営私営の鉄道関係の施設用地を含む。 また、航空、港湾関係の施設用地、農業用水路以外の水路用地も含む。
宅地等	主に住宅、学校用地及び公園、その他公用社会福祉施設、会社等の厚生福祉施設用地としてかい廃する土地。 また、卸売、小売などの商業用地、墓地及びゴルフ場なども含む。
農林道等	主に農林業自体に使用する道路、用排水路用地としてかい廃するもので、農業資材置場、農産物貯蔵場、農業用倉庫、共同選果場、乾繭場などの農業用施設用地を含む。 また、養魚池、網干場なども含む。
植林	人工造林(種子の直まきを含むが、苗等は含まない。)で山林とした土地。
その他の	耕作放棄地(荒地)、水没地及び河川用地となった土地。 また、転用先不明のものもこれに含む。
耕作放棄地	耕作の用に供されていたが、耕作し得ない状態(荒地)になったことが確認された土地。
田畠転換	田を畠に、畠を田に地目変換することである。 ただし、田畠別の拡張・かい廃面積では、田畠転換は拡張又はかい廃の一部に含めており、例えば、田が畠に転換された場合は、田のかい廃面積及び畠の拡張面積のそれぞれに計上した。